

1 変更する理由

「障害」の「害」の字は、「負」のイメージが強いという意見があり、差別感や不快感を感じる方が少なからずいらっしゃいます。過般、町内の福祉団体の皆様に「障害」の「害」の字をひらがな表記することについて、意見を伺いましたところ「イメージが和らぐ」など、多くの方が変更することに賛成するとの意見でした。

そこで、行政文書等でひらがな表記することにより、「負」のイメージ解消につなげるとともに今後も差別と感ぜることのない障がいのある人もない人も安心して暮らすことのできるまちづくりに努めるものです。

2 ひらがな表記の適用と適用除外について

(1) 適用する言葉

① 人の状態を表す言葉

例：障害者→障がい者、障がいのある人

② 大会・行事等の名称

例：金ケ崎町障害者スポーツ大会→金ケ崎町障がい者スポーツ大会

(2) 適用除外する言葉

① 法律等の例規名（上位法が関わる例規）

例：金ケ崎町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

② 例規における人の状態を表す言葉（上位法が関わる例規）

③ 関係団体・関係施設の名称

例：金ケ崎町身体障害者福祉協会

④ 固有名詞

例：身体障害者手帳

⑤ 人の状態を表すものではない言葉

3 適用する行政文書等

(1) 庁内外（個人含む）へ通知する文書

(2) 広報・行政だより・ホームページ

(3) 町が策定する各種計画

4 適用期日

平成26年4月1日